国の指針に基づき、屋外広告物の点検ルールを変更しました！

屋外広告物の事故防止の観点から、国土交通省が地方公共団体に向けて「屋外広告物条例ガイドライン」の改正や「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」を策定している背景を踏まえ、東大阪市屋外広告物条例施行規則を改正しました。

★改正のポイント　変更点1は令和6年4月1日から施行

変更点1　点検結果報告書(様式第2)の改定　※令和6年4月1日～

より一層安全確保を図る観点から、国の点検指針案（※）に準じ、点検項目や点検箇所を細分化します。

※屋外広告物の安全点検に関する指針（案），平成２９年７月　国土交通省

変更点2　点検者の資格要件に「屋外広告物点検技能講習修了者」を追加

有資格者による点検を行う場合の資格要件に、「屋外広告業の事業者団体が公益を目的とする事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者（※）」を追加します。

※（一社）日本屋外広告業団体連合会、（公社）日本サイン協会が実施するもの。

変更点3　壁面に直接塗装している広告物は点検結果報告書の提出不要

これまでは、高さが４ｍを超える全ての広告物又は掲出物件について、有資格者による点検結果報告書の提出を求めていましたが、壁面に直接塗装又は照射して表示する広告物については、提出が不要となります。

東大阪市土木部みどり景観課
〒577-8521　東大阪市荒本北一丁目1番1号（市役所14階）
TEL：06-4309-3227(直通)　FAX：06-4309-3836
E-MAIL：midorikeikan@city.higashiosaka.lg.jp